

国立研究開発法人物質・材料研究機構

組織規程

令和5年2月28日

2023規程第7号

改正：令和5年 3月28日 2023規程第86号

改正：令和5年 4月25日 2023規程第100号

改正：令和5年 8月29日 2023規程第104号

改正：令和5年12月19日 2023規程第116号

改正：令和6年 3月12日 2024規程第 9号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第18条）
- 第3章 業務分掌（第19条～第53条）
- 第4章 職制（第54条～第75条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の組織、業務分掌及び職制を定めることを目的とする。

（地区事務所）

第2条 機構に、別表に記載する事務所を置く。

- 2 前項に掲げる事務所に事務所長を置くことができる。
- 3 第1項に掲げる事務所のほか、分室及び駐在員事務所を置くことができる。
- 4 前項に掲げる分室及び駐在員事務所に、分室長及び駐在員事務所長を置くことができる。

第2章 組織

（組織）

第3条 機構に、次の組織を置く。

- (1) 監事室
- (2) 経営企画室

- (3) 監査室
- (4) コンプライアンス室
- (5) SIP 推進室
- (6) エネルギー・環境材料研究センター
- (7) 電子・光機能材料研究センター
- (8) 磁性・スピントロニクス材料研究センター
- (9) 構造材料研究センター
- (10) ナノアーキテクトニクス材料研究センター
- (11) 高分子・バイオ材料研究センター
- (12) マテリアル基盤研究センター
- (13) 若手国際研究センター
- (14) 技術開発・共用部門
- (15) 外部連携部門
- (16) 国際・広報部門
- (17) 人材部門
- (18) 総務・安全管理部門
- (19) 財務部門
- (20) 情報基盤統括部門

2 前項第1号から第5号までに定める組織は、直轄室と称する。

3 第1項第6号から第13号までに定める組織は、研究センターと称する。

4 第1項第15号から第20号までに定める組織は、事務部門と称する。

(エネルギー・環境材料研究センターの組織)

第4条 エネルギー・環境材料研究センターに、次の組織を置く。

(1) 電池材料分野

- イ 固体電池材料グループ
- ロ 電池界面制御グループ
- ハ 電池材料解析グループ
- ニ 太陽光発電材料グループ
- ホ 界面電気化学グループ
- ヘ 二次電池材料グループ
- ト 固体電池イオニクスグループ
- チ 環境制御観察グループ
- リ 電気化学スマートラボチーム
- ヌ 機能性電解液合成チーム

(2) 水素材料分野

- イ 磁気冷凍システムグループ

- ロ 超伝導システムグループ
- ハ 水素関連材料グループ
- ニ 水素製造触媒材料グループ
- ホ 先進超伝導線材グループ
- ヘ 水素イオン材料グループ
- ト 電気化学エネルギー変換チーム

(3) 蓄電池基盤プラットフォーム

(4) 先進蓄電池研究開発拠点

- イ 先進リチウムチーム
- ロ リチウム空気チーム
- ハ 全固体チーム
- ニ 元素戦略チーム
- ホ プロトコル開発チーム
- ヘ データベースチーム
- ト スマートラボチーム
- チ 計算科学チーム
- リ 先端計測チーム
- ヌ 運営総括室

(5) 運営室

(電子・光機能材料研究センターの組織)

第5条 電子・光機能材料研究センターに、次の組織を置く。

(1) 機能材料分野

- イ 超ワイドギャップ半導体グループ
- ロ 次世代半導体グループ
- ハ 資源循環材料グループ
- ニ ナノ電子デバイス材料グループ
- ホ 電子セラミックスグループ
- ヘ 非晶質材料グループ

(2) 光学材料分野

- イ 光学単結晶グループ
- ロ 高機能光学セラミックスグループ
- ハ 次世代蛍光体グループ
- ニ 半導体エピタキシャル構造グループ
- ホ 量子フォトニクスグループ
- ヘ ナノフォトニクスグループ
- ト 半導体欠陥制御グループ

チ 多結晶光学材料グループ

(3) 運営室

(磁性・スピントロニクス材料研究センターの組織)

第6条 磁性・スピントロニクス材料研究センターに、次の組織を置く。

- (1) 磁気機能デバイスグループ
- (2) 磁気記録材料グループ
- (3) スピントロニクスグループ
- (4) スピン物性グループ
- (5) スピンエネルギーグループ
- (6) ナノ組織解析グループ
- (7) 磁性理論グループ
- (8) グリーン磁性材料グループ
- (9) データ創出・活用型磁性材料研究拠点

イ 材料創製グループ

ロ 計測評価グループ

ハ 理論計算グループ

ニ データ活用促進グループ

ホ 企画室

(10) 運営室

(構造材料研究センターの組織)

第7条 構造材料研究センターに、次の組織を置く。

(1) 材料創製分野

イ 高分子系複合材料グループ

ロ セラミックス基複合材料グループ

ハ 軽金属材料グループ

ニ 超耐熱材料グループ

ホ 積層材料グループ

へ 異方性材料グループ

ト 耐食材料グループ

チ 加工熱処理プロセスグループ

リ 高信頼性耐熱材料グループ

(2) 材料評価分野

イ クリープ特性グループ

ロ 疲労特性グループ

ハ 極低温疲労グループ

ニ 鉄鋼材料グループ

- ホ 腐食研究グループ
- へ 溶接・接合技術グループ
- ト 強度物性グループ
- チ 微細組織解析グループ
- リ 計算構造材料グループ
- ヌ 組織熱力学グループ

(3) 運営室

(ナノアーキテクトニクス材料研究センターの組織)

第8条 ナノアーキテクトニクス材料研究センターに、次の組織を置く。

(1) 量子材料分野

- イ フロンティア超伝導材料グループ
- ロ 量子物質創製グループ
- ハ 量子デバイス工学グループ
- ニ 2次元系量子材料グループ
- ホ 表面量子相物質グループ
- へ 量子物質特性グループ
- ト 量子特性モデリンググループ
- チ 第一原理量子物性グループ
- リ トポロジカル量子物性理論グループ
- ヌ 半導体ナノ構造物質グループ
- ル ナノ光制御グループ
- ヲ 超薄膜エレクトロニクスグループ
- ワ 量子ビット材料グループ
- カ イオニクスデバイスグループ
- ヨ ニューロモルフィックデバイスグループ
- タ スマートインターフェイスチーム

(2) ナノ材料分野

- イ ソフト化学グループ
- ロ 機能性ナノマテリアルグループ
- ハ 層状ナノ化学グループ
- ニ フロンティア分子グループ
- ホ 熱エネルギー変換材料グループ
- へ 光機能分子材料グループ
- ト 超分子グループ
- チ ナノ粒子グループ
- リ 超高压構造制御グループ

- ヌ 電子活性材料チーム
- ル 光学ナノ構造チーム

(3) 運営室

(高分子・バイオ材料研究センターの組織)

第9条 高分子・バイオ材料研究センターに、次の組織を置く。

(1) バイオ材料分野

- イ メカノバイロロジーグループ
- ロ 医療応用ソフトマターグループ
- ハ バイオポリマーグループ
- ニ バイオセラミックスグループ
- ホ 生体組織再生材料グループ
- ヘ スマートポリマーグループ
- ト 嗅覚センサグループ
- チ 電気化学ナノバイオグループ

(2) 高分子材料分野

- イ 分子機能化学グループ
- ロ 電子機能高分子グループ
- ハ 分子メカトロニクスグループ
- ニ プリンテッドエレクトロニクスグループ
- ホ 電気化学センサグループ
- ヘ データ駆動高分子設計グループ
- ト 超分子/ポリマー材料チーム
- チ 高分子プロセス技術チーム
- リ 表面制御高分子チーム

(3) 運営室

(マテリアル基盤研究センターの組織)

第10条 マテリアル基盤研究センターに、次の組織を置く。

(1) 先端解析分野

- イ 電子顕微鏡グループ
- ロ 実働環境電子顕微鏡開発グループ
- ハ ナノプローブグループ
- ニ 固体 NMR グループ
- ホ 光電子分光グループ
- ヘ 強磁場物性計測グループ
- ト 量子ビーム回折グループ
- チ 放射光イメージングチーム

(2) 材料設計分野

- イ データ駆動型無機材料グループ
- ロ データ駆動型材料設計グループ
- ハ 材料モデリンググループ
- ニ 材料科学計算基盤グループ
- ホ データ駆動型アルゴリズムチーム

(3) 運営室

(技術開発・共用部門の組織)

第11条 技術開発・共用部門に、次の組織を置く。

(1) 材料創製・評価プラットフォーム

- イ 電子顕微鏡ユニット
- ロ 表面・バルク分析ユニット
- ハ 強磁場計測ユニット
- ニ バイオ分析ユニット
- ホ 微細加工ユニット
- ヘ マクロ材料加工ユニット
- ト 材料溶解創製ユニット
- チ 運営室

(2) 材料データプラットフォーム

- イ データ活用ユニット
- ロ データ基盤ユニット
- ハ データ収集ユニット
- ニ 材料数値シミュレータユニット
- ホ クリープデータユニット
- ヘ 極限環境材料データユニット
- ト 運営室

(3) マテリアル先端リサーチインフラセンターハブ

- イ センターハブ運営室
- ロ データ共有化推進室
- ハ 担当領域推進室

(4) データ創出・活用型データ連携部会運営室

(外部連携部門の組織)

第12条 外部連携部門に、次の組織を置く。

(1) 知的財産室

(2) 企業連携室

(国際・広報部門の組織)

第13条 国際・広報部門に、次の組織を置く。

- (1) 学術連携室
- (2) 広報室
- (3) グローバル人材支援室
(人材部門の組織)

第14条 人材部門に、次の組織を置く。

- (1) 人材開発室
- (2) 人事室
(総務・安全管理部門の組織)

第15条 総務・安全管理部門に、次の組織を置く。

- (1) 総務室
- (2) 施設企画管理室
- (3) 安全管理室
(財務部門の組織)

第16条 財務部門に、次の組織を置く。

- (1) 経理室
- (2) 調達室
- (3) 競争的資金室
(情報基盤統括部門の組織)

第17条 情報基盤統括部門に、次の組織を置く。

- (1) 情報化推進・基盤室
- (2) 情報セキュリティ室
(その他の組織)

第18条 第3条から前条までに規定するもののほか、機構に必要な組織は、細則その他別に定める。

第3章 業務分掌

(監事室の業務)

第19条 監事室は、次の業務を行う。

- (1) 監事監査業務を補佐すること。
- (2) 契約監視委員会に関すること。
(経営企画室の業務)

第20条 経営企画室は、次の業務を行う。

- (1) 機構の運営事項に係る総合調整に関すること。
- (2) 機構の経営戦略に関すること。
- (3) 役員その他理事長が必要と認める職員の秘書に関すること。

- (4) 機構の中長期計画及び年度計画の作成に関すること。
- (5) 機構の概算要求及び組織的な外部資金の獲得に関すること。
- (6) 機構の研究資源の配分に係る企画及び調整に関すること。
- (7) 機構の事業報告書及び業務実績等報告書の作成に関すること。
- (8) 機構の業務に係る評価に関すること。
- (9) 研究発表の管理等に関すること。
- (10) 物質・材料科学技術に係る内外の情報収集、調査、分析等に関すること。

(監査室の業務)

第21条 監査室は、次の業務を行う。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 会計検査院の検査に関すること。

(コンプライアンス室の業務)

第22条 コンプライアンス室は、次の業務を行う。

- (1) 研究公正に関すること。
- (2) コンプライアンスに関すること。
- (3) 安全保障貿易管理に関すること。
- (4) 内部統制推進に関する業務を行うこと（他の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(SIP推進室の業務)

第23条 SIP推進室は、次の業務を行う。

- (1) 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」に係る「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」課題（以下この条において「マテリアル課題」という。）の事業支援を行うこと。
- (2) マテリアル課題に係る評価に関すること。
- (3) マテリアル課題の広報に関すること。
- (4) マテリアル課題の事業運営に係る予算の管理及び執行並びに契約の締結に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(エネルギー・環境材料研究センターの業務)

第24条 エネルギー・環境材料研究センターは、エネルギー・環境材料の研究開発に関し、次の業務を行う。

- (1) 基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- (2) 前号に掲げる業務に係る研究成果の情報発信を行い、その活用を促進すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- (4) 研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(電子・光機能材料研究センターの業務)

第25条 電子・光機能材料研究センターは、電子・光機能材料の研究開発に関し、前条各号に定める業務を行う。

(磁性・スピントロニクス材料研究センターの業務)

第26条 磁性・スピントロニクス材料研究センターは、磁性・スピントロニクス材料の研究開発に関し、第24条各号に定める業務を行う。

(構造材料研究センターの業務)

第27条 構造材料研究センターは、構造材料の研究開発に関し、第24条各号に定める業務を行う。

(ナノアーキテクトニクス材料研究センターの業務)

第28条 ナノアーキテクトニクス材料研究センターは、ナノアーキテクトニクス材料の研究開発に関し、第24条各号に定める業務を行う。

(高分子・バイオ材料研究センターの業務)

第29条 高分子・バイオ材料研究センターは、高分子・バイオ材料の研究開発に関し、第24条各号に定める業務を行う。

(マテリアル基盤研究センターの業務)

第30条 マテリアル基盤研究センターは、マテリアル研究に資する先端解析計測及び材料設計手法等の研究開発に関し、第24条各号に定める業務を行う。

(若手国際研究センターの業務)

第31条 若手国際研究センターは、物質・材料科学技術に関し、自立した若手研究者の独自の発想に基づく基礎研究及び基盤的研究開発を行う。

(技術開発・共用部門の業務)

第32条 技術開発・共用部門は、次の業務を行う。

- (1) マテリアルデータに係る基盤技術の開発及びこれを用いた研究支援業務を行うこと。
- (2) 物質・材料に係る基盤技術の開発及びこれを用いた研究支援業務を行うこと。
- (3) 前2号に掲げる業務に係る成果その他機構の研究成果及びその他の研究に関する情報の発信を行い、その活用を促進すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) マテリアルデータ及びこれに係るシステム、施設並びに設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- (5) 研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(外部連携部門の業務)

第33条 外部連携部門は、国内外の企業等との連携、事業展開並びに知的財産に関する業務を行う。

(知的財産室の業務)

第34条 知的財産室は、次の業務を行う。

- (1) 知的財産権の出願、登録、維持及び管理に関すること。
- (2) 職務発明等の認定、承継及び補償金に関すること。
- (3) その他知的財産権に関すること。
- (4) 外部連携部門の総括業務に関すること。

(企業連携室の業務)

第35条 企業連携室は、次の業務を行う。

- (1) 技術移転に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 企業連携の企画、推進及び渉外活動に関すること。
- (3) 国内外の研究機関との研究の実施又は成果の取扱いに係る契約の事務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 寄付金収受の事務に関すること。
- (5) NIMS ベンチャーへの援助（出資並びに人的及び技術的援助を含む。）に関すること。
- (6) 企業等との会員制連携に係る制度の整備に関すること。

(国際・広報部門の業務)

第36条 国際・広報部門は、グローバル化の推進、学術連携及び広報に関する業務を行う。

(学術連携室の業務)

第37条 学術連携室は、次の業務を行う。

- (1) 国内外の研究機関（大学、公的機関等）との学術交流の企画及び推進に関すること（協定に関することを含む。他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 連携大学院に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 大学院生等の研修に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(広報室の業務)

第38条 広報室は、次の業務を行う。

- (1) 国内及び国外に向けた広報に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 物質・材料科学技術の普及・啓発に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 機構の研究成果普及及び業務活動周知に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(グローバル人材支援室の業務)

第39条 グローバル人材支援室は、次の業務を行う。

- (1) 外国人研究者の支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 機構業務のグローバル化対応への支援に関すること。
- (3) 若手国際研究センターの運営に関すること。

(人材部門の業務)

第40条 人材部門は、人材開発、人事及びダイバーシティ推進に関する業務を行う。

(人材開発室の業務)

第41条 人材開発室は、次の業務を行う。

- (1) 定年制職員（研究職・エンジニア職）の採用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 定年制職員（研究職・エンジニア職）の評価及び処遇に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 定年制職員（研究職・エンジニア職）の配置に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 定年制職員（研究職・エンジニア職）の人材育成に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 定年制職員（研究職・エンジニア職）のキャリア形成支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（人事室の業務）

第42条 人事室は、次の業務を行う。

- (1) 定年制職員（事務職）の採用、評価及び研修に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 人事に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 給与等に関すること。
- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 健康管理に関すること。
- (6) 共済組合に関すること。
- (7) 労務に関すること。
- (8) ハラスメントの防止に関すること。
- (9) ダイバーシティの推進に関すること。

（総務・安全管理部門の業務）

第43条 総務・安全管理部門は、総務、施設の企画管理及び安全管理に関する業務を行う。

（総務室の業務）

第44条 総務室は、次の業務を行う。

- (1) 理事会議の庶務に関すること。
- (2) 規程及び諸規則等の制定、改廃に関すること。
- (3) 公印に関すること。
- (4) 公文書の審査、進達、受発信及び保存に関すること。
- (5) 登記、訴訟その他法律手続に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 旅費等に関すること。
- (8) 建物等の管理の総括に関すること。
- (9) 各地区における研究支援業務の促進及び調整に関すること。
- (10) 各地区における安全環境整備の促進及び調整に関すること。

- (11) 各地区における施設環境整備の促進及び調整に関すること。
- (12) 第4条から第10条までに定める運営室に係る業務の総合調整に関すること。
(施設企画管理室の業務)

第45条 施設企画管理室は、次の業務を行う。

- (1) 建物、構築物等の維持管理の総括に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 建設工事、測量又は調査に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 施設の営繕に関する事務の総轄並びに施設費補助金の執行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 機構の研究スペースの配分に関する企画及び調整に関すること。
- (5) 研究スペース管理事務の総括に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 環境配慮に関すること。
(安全管理室の業務)

第46条 安全管理室は、次の業務を行う。

- (1) 機構の業務に係る安全衛生及び防火・防災に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 機構における安全衛生及び防火・防災に係る法令遵守に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 職員等の安全衛生及び防火・防災の教育に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(財務部門の業務)

第47条 財務部門は、経理、調達及び競争的資金に関する業務を行う。

(経理室の業務)

第48条 経理室は、次の業務を行う。

- (1) 決算、財務諸表の作成及び報告に関すること。
- (2) 予算執行の管理に関すること。
- (3) 会計監査人の監査に関すること。
- (4) 税務に関すること。
- (5) 財産の管理及び処分に関すること。
- (6) 棚卸資産の受払及び管理に関すること。
- (7) 収入支出の決定並びに債権債務の管理に関すること。
- (8) 会計システムの運用管理に関すること。
- (9) 会計諸帳票の整理及び保管に関すること。
- (10) 現預金等の出納及び保管に関すること。
- (11) 資金運用及び資金繰りに関すること。
(調達室の業務)

第49条 調達室は、次の業務を行う。

- (1) 契約の請求の確認及び契約締結に係る審査に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 請負、売買、貸借その他の契約事務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - (3) 物品等の検収に関すること。
- （競争的資金室の業務）

第50条 競争的資金室は、次の業務を行う。

- (1) 外部機関が実施する公募又はそれに準ずる形式の資金に対する応募に係る支援及び事務手続きに関すること。
 - (2) 外部から接受し、機構が執行管理する受託費の契約及び経理事務（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (3) 外部から接受し、機構が執行管理する補助金の交付申請等及び経理事務（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (4) 一般財団法人等から接受し、機構が執行管理する助成金又はそれに準ずる資金（他の所掌に属するものを除く。）の経理事務に関すること。
 - (5) 委託費の経理事務に関すること。
- （情報基盤統括部門の業務）

第51条 情報基盤統括部門は、機構の運営に係る情報基盤、情報化推進及び情報セキュリティに関する業務を行う。

（情報化推進・基盤室の業務）

第52条 情報化推進・基盤室は、次の業務を行う。

- (1) 機構の業務運営に係る情報化戦略の企画及び立案並びに情報化の推進に関すること。
 - (2) 機構の業務運営に係る情報システムの導入及び改修に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - (3) 情報システムのうち基盤システム及び基幹的な業務システムの運用・管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - (4) 機構の業務運営に係る情報システムに係る職員の支援及びリテラシー向上に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - (5) その他情報システムに関する事項で他の所掌に属さないものに関すること。
- （情報セキュリティ室の業務）

第53条 情報セキュリティ室は、次の業務を行う。

- (1) 機構の情報セキュリティに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 機構の情報セキュリティに係る職員の支援及びリテラシー向上に関すること。
- (3) 前2号の業務に付帯する業務を行うこと。

第4章 職制

(審議役)

第54条 機構に、審議役を置くことができる。

2 審議役は、理事長の命を受け、機構の業務の執行を担当する。

(理事長特別参与)

第55条 機構に、理事長特別参与を置くことができる。

2 理事長特別参与は、理事長の求めに応じ理事長の職責遂行を助け、又は意見を具申する。

(理事長特別補佐)

第56条 機構に、理事長特別補佐を置くことができる。

2 理事長特別補佐は、理事長の求めに応じ特命事項について理事長を補佐する。

(センター長)

第57条 各研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、理事長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第58条 各研究センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長不在時等におけるセンター長の代理及び職務の代行を行う。

3 若手国際研究センターに置かれる副センター長は、センター長の命を受け、担当の業務を掌理する。また、センター長を補佐するとともに、センター長不在時等におけるセンター長の代理及び職務の代行を行う。

(分野長)

第59条 各分野に、分野長を置く。

2 分野長は、センター長の命を受け、担当分野の業務を掌理する。

(部門長)

第60条 各部門に、部門長を置く。

2 部門長は、理事長の命を受け、部門の業務を掌理する。

(副部門長)

第61条 各部門に、副部門長を置くことができる。

2 副部門長は、部門長を補佐するとともに、部門長不在時等における部門長の代理及び職務の代行を行う。

(上席研究員)

第62条 各研究センターに、上席研究員を置くことができる。

2 上席研究員は、センター長の命を受け、センター長から指定された業務を行う。

(独立研究者)

第63条 各研究センターに、独立研究者を置くことができる。

2 独立研究者は、センター長の命を受け、独立してセンターの研究業務を行う。

(プラットフォーム長)

第64条 各プラットフォームに、プラットフォーム長を置く。

2 プラットフォーム長は、センター長又は部門長の命を受け、プラットフォームの業務を掌理する。

(副プラットフォーム長)

第65条 各プラットフォームに、副プラットフォーム長を置くことができる。

2 副プラットフォーム長は、プラットフォーム長を補佐するとともに、プラットフォーム長不在時等におけるプラットフォーム長の代理及び職務の代行を行う。

(グループリーダー)

第66条 各グループに、上席グループリーダー又はグループリーダーを置く。

2 上席グループリーダー及びグループリーダーは、センター長及び分野長又はその所属する組織の長の命を受け、グループの業務を掌理する。

(チームリーダー)

第67条 各チームに、チームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、センター長及び分野長又はその所属する組織の長の命を受け、チームの業務を掌理する。

(ユニットリーダー)

第68条 各ユニットに、上席ユニットリーダー又はユニットリーダーを置く。

2 上席ユニットリーダー及びユニットリーダーは、部門長及びプラットフォーム長の命を受け、ユニットの業務を掌理する。

(参事役)

第69条 各研究センター又は各部門に、参事役を置くことができる。

2 参事役は、センター長又は部門長の命を受け、センター又は部門の特定の業務をつかさどる。

(室長)

第70条 各室に、室長を置く。

2 室長は、理事長、センター長及び副センター長並びに部門長及び副部門長又はその所属する組織の長の命を受け、室の業務を掌理する。

(室長代理)

第71条 各室に、室長代理を置くことができる。

2 室長代理は、室長不在時における室長の代理及び職務の代行を行う。

(代表研究者)

第72条 各拠点に、代表研究者を置く。

2 代表研究者は、センター長の命を受け、拠点の業務を掌理する。

(企画マネージャー)

第73条 第70条の規定にかかわらず、磁性・スピントロニクス材料研究センターデータ創出・活用型磁性材料研究拠点企画室に、企画マネージャーを置く。

2 企画マネージャーは、代表研究者の命を受け、室の業務を掌理し、及び代表研究者を補佐するとともに、代表研究者不在時等における代表研究者の代理及び職務の代行を行う。

(代表)

第74条 技術開発・共用部門マテリアル先端リサーチインフラセンターハブに、代表を置く。

2 代表は、部門長の命を受け、センターハブの業務を掌理する。

(その他の職制)

第75条 第54条から前条までに規定するもののほか、機構に必要な職制は、細則その他別に定める。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（平成28年3月29日 28規程第8号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月28日 2023規程第86号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月25日 2023規程第100号）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月29日 2023規程第104号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年12月19日 2023規程第116号）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日 2024規程第9号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

所在地	名称
茨城県つくば市千現	千現地区事務所
茨城県つくば市並木	並木地区事務所
茨城県つくば市桜	桜地区事務所

